

清川村蜂の巣駆除費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民に危害を及ぼすおそれがある蜂の巣駆除に対し、駆除費の一部を助成することについて、清川村補助金の交付等に関する規則（昭和49年度清川村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、スズメバチ科スズメバチ亜科のスズメバチ類とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、本村に居住し、かつ、本村の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に登録されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内の住居の用に供する敷地内において蜂の巣を駆除業者により駆除した者
- (2) 村民税及びその他の村に納付すべき金銭の支払いに未納（過年度分を含む。）がない者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯に属していない者

(助成金額)

第4条 助成金額は、駆除業者に支払った蜂の巣の駆除に要した費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 助成金の上限額は、次の各号のとおりとする。

- (1) スズメバチの巣を駆除した場合 15,000円
- (2) スズメバチ以外の蜂の巣を駆除した場合 10,000円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清川村蜂の巣駆除費助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 写真（全景及び巣の駆除前・駆除後）
- (3) 駆除費領収証の写し
- (4) その他村長が必要と認めたもの

(申請書の提出期限)

第6条 申請書の提出期限は、前条第4号に規定する領収証が発行された日から起算して30日以内もしくは当該年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査すると

ともに、補助金の交付の可否を決定し、清川村蜂の巣駆除費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）を助成申請者に通知する。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、清川村蜂の巣駆除費助成金交付請求書（第3号様式）に決定通知書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する